

伊丹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び伊丹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び伊丹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 3 年 6 月 7 日 提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 5 5 号）による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 1 号）の一部改正等に伴うため。

伊丹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び伊丹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和3年伊丹市条例第 号）

（伊丹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 伊丹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年伊丹市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第43条第4項第1号中「児童福祉法第24条第3項」の右に「（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第5項中「，次」を「次」に改め、「のものに限る。）」の右に「又は国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所」を加え、「行う者」を「行う施設又は事業所」に改める。

（伊丹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 伊丹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊丹市条例第39号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 事業所内保育事業（第43条—第49条）」を「第5章 事業所内保育事業（第43条—第49条） に改め
第6章 雑則（第50条）」
る。

第7条第1項中「第3号」を「以下この条」に改め、同項第3号中「この号」の右に「及び第4項第1号」を加え、同条第5項中「，次」を「次」に改め、「のものに限る。）」の右に「又は国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所」

を加え、「行う者」を「行う施設又は事業所」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録)

第50条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。